

狂犬病予防対策の強化、充実に関する意見書

狂犬病は、日本では昭和33年以降、人への感染源である犬での発生はなく、狂犬病清浄国と言われている。しかし、昨年のフィリピンで感染し帰国後死亡した事例のように、世界では年間約5万人が死亡しているなど、流行が絶えておらず、日本は島国といえども外国船籍の入国も多くいつ発生が見られても不思議でない状況にある。

また、蔓延防止に重要な日本の狂犬病予防注射率は、犬の登録数に対する注射率は約74%であるが、厚生労働省の調査では、接種率は40%程度であるとの報告もあり、WHOが提唱する蔓延防止に必要な70%を大きく下回っており、決して油断は許されないと危惧されている。

このため、日本においても、万一の事態が生じた場合、蔓延が避けられず、大きな社会混乱を引き起こすことになりかねない。

よって、国におかれては、早急に次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 「狂犬病予防法」に基づく犬の登録及び予防注射の徹底を図るためには、自治体だけでなく各地域の関係団体との連携強化が必要であることから、地域でのネットワークづくりを促進するとともに、そのための財政措置を講ずること。
- 2 動物における不測の狂犬病発生時に対処するため、「狂犬病対応ガイドライン」に基づき、国・自治体・関係団体等における危機管理体制の強化を図ること。
- 3 全国港湾都市における海外からの狂犬病侵入の防止徹底を図るため、貿易船舶からの犬等の侵入を防止する監視体制の充実、強化を図ること。
- 4 緊急時に備え、人用狂犬病ワクチン及び動物用狂犬病ワクチンの供給確保に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日

和歌山県議会 議長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣